

# 青森県報

第三千九百七号

平成二十六年  
十月十四日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …… 二
- 公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人 事 課) …… 二
- 県有船舶の売却に係る一般競争入札……………(水 産 振 興 課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(三 八 地 域 局) …… 三
- 右 同……………(西 北 地 域 局) …… 三
- 右 同……………(県 民 局) …… 三
- 右 同……………(上 北 地 域 局) …… 四

## 告 示

青森県告示第七百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 称 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社あら	青森市幸畑二丁目六の一〇	訪問介護	ヘルパーステーション 長苗代	八戸市大字長苗一代字元木一三の	平成 二〇一
株式会社アイアレスタ ケア	八戸市是川二丁目二の二	通所介護	デイサービス うふきのと	八戸市是川二丁目二の二	"
株式会社ほまれ	弘前市大字下鞆師町一の一	訪問介護	ひのきヘルパーセンター	弘前市大字下鞆師町一の一	"
特定非営利活動法人ゆたかり八戸	八戸市大字河原木字平五の二	通所介護	デイサービスセンター 下長	八戸市下長四丁目二の八	"

青森県告示第七百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社Carrea	弘前市大字向外九瀬三丁目二四の	ライフスマイル 弘前	弘前市大字桔梗三野五丁目一の	平成 二〇一



青森県告示第七百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う 事業所	指 定 年 月 日
株式会社あ うら	青森市幸畑二丁 目六の一〇	訪問介護	ヘルパース テーション 長苗代	平成 二六・一〇・一
株式会社デ イアレスタ ケア	八戸市是川二丁 目二の二	介護予防 通所介護	デイサービス うふきのと	"
株式会社ほ まれ	弘前市大字下鞆 師町一の一	介護予防 訪問介護	ひのきヘル パーセンタ ル	"
特定非営利 活動法人ゆ つたり八戸	八戸市大字河原 木字平五の二	介護予防 通所介護	デイサービス 下長	"
	八戸市下長四丁 目二の八			

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 標準報酬制導入に係る人事給与トータルシステム改修業務委託一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県総務部人事課
- 五 青森市長島一丁目一の一
- 六 契約の方法
- 七 随意契約
- 八 契約の相手方を決定した日
- 九 平成二十六年九月二十四日
- 十 契約の相手方の名称及び住所
- 十一 日本電気株式会社
- 十二 東京都港区芝五丁目七の一
- 十三 契約金額
- 十四 三千七百七十五万二千円
- 十五 随意契約の理由
- 十六 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
- 十七 第二号の規定を適用して随意契約によることとした。
- 十八 契約の相手方を決定した手続
- 十九 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県有船舶の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

汽船はやぶさ(漁業取締船はやぶさ)の売却  
二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

青森市 青森漁港東端岸壁取締船係留場所

四 売却する物件の構造を説明する書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局水産振興課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟八階 A会議室

2 日時

平成二十六年十月三十一日 午後一時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から十五日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十六年十月三十一日午前十時から午前十一時まで青森漁港東端岸壁取締船係留場所において現場説明を行う。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、見積もつた金額を入札書に記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社高橋塗装工業

二 代表者の氏名 高橋 隆博

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字高橋字高橋三五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一七六四五号

五 取消年月日 平成二十六年九月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年七月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三瀧建設

二 氏名 三瀧 勝則

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町川倉宇田野一五五の三九四

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第四〇〇〇二〇号

五 取消年月日 平成二十六年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社中達組

二 代表者の氏名 中野渡 勝孝

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字本金崎二二五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第六四八一号

五 取消年月日 平成二十六年九月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年九月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭